

第1回

岡山県車両電気配線装置製造業 最低工賃専門部会

令和6年11月28日

岡山労働局労働基準部賃金室

家内労働者とは

- 家内労働法2条2項
- 製造・加工業者や販売業者またはこれらの請負業者から委託を受けること。
- 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
- 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
(大規模な機械設備を設置して企業的に仕事を行う者でない)
- 本人のみ、または同居の家族と仕事をする(他人を使用しない)。

委託者とは

- 家内労働法2条3項
- 製造、加工業者や販売業者またはこれらの請負業者であること。
- その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
- 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 家内労働者に直接仕事を委託すること。

最低工賃について

- 家内労働法8条
- ①労働局長は、一定の地域内(岡山県内)において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、②地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、③当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定(改正、廃止)することができる。

最低工賃額について

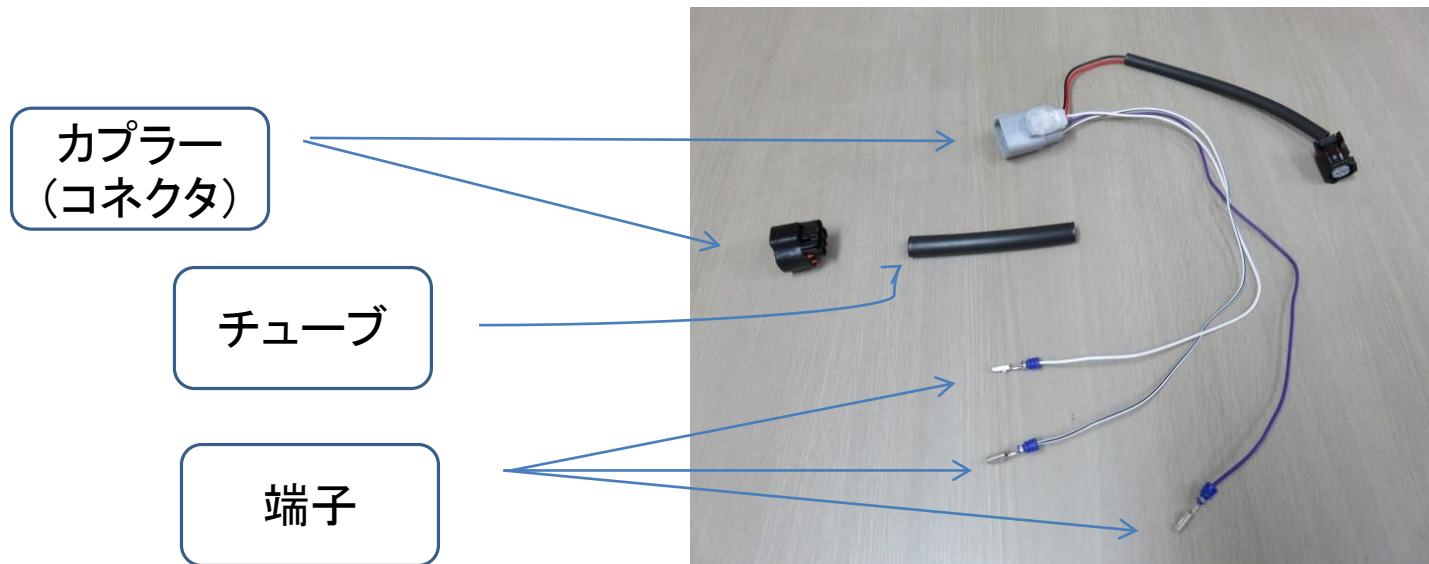
- 家内労働法13条
- 最低工賃は、県内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金）との均衡を考慮して定められなければならない。
- 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工に係る物品の一定の単位によって定める。

最低工賃の決定・改正状況

- 平成7年4月1日、岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃を新設。
- 改正経過（発効年月日）
 - 平成10年4月1日
 - 平成13年6月23日
 - 平成23年3月1日
 - 平成30年3月1日
 - 令和4年7月1日

車両電気配線装置

車両電気配線装置(ワイヤーハーネス)は、自動車に搭載された電子機器に電力と信号を伝送する電線の束。



委託者、家内労働者の声

[委託者]

- ・取引先が単価見直ししてくれたら直ちに改定したいが、取引先が前向きではない。
- ・電気配線製造業最低工賃に基づき行っているが、厳しいのは確かである。

[家内労働者]

- ・私がやっていた仕事は、もう少し工賃が上がってもいいのではないかと思います。
- ・いまの工賃が安いので、規格通りの工賃にしてほしい。
- ・生活が苦しいです。早く工賃を上げて下さい。
- ・作業数のわりに手間や時間がとられる。その割に工賃が安い。何のために作業しているかわからない。電気代も上がっている。
- ・内職とはいえ安すぎると思います。令和の時代に合った金額に上げてほしい。
- ・内職は少ない賃金でとても大変。車産業の下支えなのに割に合わない。続けられずやめる人が多い。
- ・労働時間が長い割に工賃が安すぎる。
- ・もう少し内職したい。